

玉野市文化・スポーツ顕彰要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、文化・スポーツの分野において優秀な成績を収め、若しくは長年にわたりその普及振興に尽くした個人又は団体を顕彰し、もって本市の文化・スポーツの充実発展に資することを目的とする。

(部 門)

第2条 顕彰は、文化、スポーツの2部門とする。

(対 象)

第3条 顕彰は、国際的若しくは全国的規模の展覧会や、若しくは競技大会等において優秀な成績を収め、又は、長年にわたり普及推進に貢献したものであって、次の各号の一に該当するものについて行うものとする。

- (1) 本市に在住し、又は本市出身の個人又は団体。ただし、当分の間、小学生を除く。
- (2) その他市長が特に必要と認めるもの

(推 薦)

第4条 市内の文化団体、スポーツ団体、行政機関等は、顕彰に該当すると認められる個人又は団体があるときは、所定の顕彰推薦書により市長に推薦するものとする。

(顕彰の種類)

第5条 顕彰の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市民荣誉賞
- (2) 栄光賞
- (3) 功劳賞
- (4) 特別賞

(選考委員会)

第6条 顕彰の候補者の選考に関する事項を審議するため、玉野市文化・スポーツ顕彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(委 員)

第7条 選考委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は文化・スポーツに関し、識見を有する者の中から市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、委員の欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第8条 選考委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会 議)

第 9 条 選考委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 会議の議事は出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第 10 条 選考委員会に専門部会を置く。

2 専門部会は、文化部会及びスポーツ部会として、部員はそれぞれ 6 人以内で組織する。

3 専門部会の部会長は、委員長が委員の中から指名する。

4 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

(報 告)

第 11 条 委員長は、選考結果を市長に報告するものとする。

(被顕彰者の決定)

第 12 条 被顕彰者は、選考委員会が選考したものの中から市長が決定する。

(顕彰の方法)

第 13 条 顕彰は、市長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項表彰状に併せて、記念品を贈ることができる。

(顕彰の時期)

第 14 条 顕彰は、毎年別に定める日に行う。ただし、特に必要があるときは、臨時に行うことができる。

(庶 務)

第 15 条 事務局は、教育委員会事務局に置く。

(委 任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 12 年 6 月 23 日から施行する。

この要綱は、平成 13 年 9 月 4 日から施行する。

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

玉野市文化・スポーツ顕彰 細 則

1 顕彰の対象

- (1) 玉野市に住民登録がある者又は出身者で、人間国宝等国家的レベル、国際的レベルで賞賛に値する実績を残し、玉野市民が誇りとすることができる個人。
- (2) 玉野市に住民登録がある者又は出身者、又は玉野市内に活動の拠点を置く団体で、次に該当するもの。
 - ①長年にわたり、本市の文化・スポーツの振興発展に貢献のあった個人又は団体。
 - ②優秀な実績を重ねて本市の文化・スポーツの向上発展に顕著な功績のあった個人又は団体。
 - ③国際規模の大会に日本代表として出場した個人又は団体。
 - ④国際的、全国的規模の展覧会、競技等（別表）において、特に優秀な成績を収めた個人又は団体。
- (3) 玉野市に住民登録がある者又は出身者、或いは玉野市内に活動の拠点を置く個人又は団体の優秀な指導者。
- (4) その他市長が顕彰することを特に認めた個人又は団体。

2 顕彰の種類

- (1) 市民栄誉賞
人間国宝等国家レベル、又は国際的レベルで称賛に値する実績を残した個人。
- (2) 功労賞
(文化の部)
文化の普及振興に長年にわたり努力し、本市の文化の振興発展に貢献のあった個人又は団体。
(スポーツの部)
長年にわたりスポーツの普及振興に努力し、本市のスポーツの振興発展に貢献のあった個人又は団体。
- (3) 栄光賞
(文化の部)
国際的あるいは全国的規模の展覧会等において、上位入賞するなど特に優秀な実績を重ねた個人又は団体。
(スポーツの部)
国際的あるいは全国的規模の大会で特に優秀な成績を収めた個人又は団体。
- (4) 特別賞
本市の文化及びスポーツ水準の向上や振興発展に特に貢献のあった個人又は団体。

3 その他

一度受賞した個人については、二回目以降は、「功労賞」「栄光賞」から「市民栄誉賞」、「功労賞」から「栄光賞」、「栄光賞」から「功労賞」への受賞は可能とし、同じ賞への受賞については表彰しないこととする。

なお、団体については、毎年その構成員が変わるためこの規定は適用しない。

玉野市文化・スポーツ顕彰選考基準

文化部門

顕彰種類	基準
市民栄誉賞	○玉野市に住民登録がある者又は出身者で、人間国宝等国家的レベル、国際的レベルで賞賛に値する実績を残した、玉野市民が誇りとすることができる個人。
功 労 賞	○玉野市に住民登録がある者又は出身者で、長年にわたり文化普及振興に努力し、本市の文化の振興発展に貢献のあった個人又は団体。 ただし文化協会加盟者は協会表彰を受けている者に限る。 ・長年（10年以上）養成・指導に携わり成果を上げている者。 ・全国大会規模の展覧会、コンクールで上位に入賞した個人又は団体。
栄 光 賞	○玉野市に住民登録がある者又は出身者で、国際的あるいは全国的規模の展覧会、コンクール等（別表）において、特に優秀な成績を収めた個人又は団体。 ・全国規模の展覧会、コンクール等で上位の賞に選ばれた者。
特 別 賞	・本市の文化水準の向上や振興発展にとくに貢献のあった個人又は団体。 ・市長が特に認めた個人又は団体。

スポーツ部門

顕彰種類	基準
市民栄誉賞	○玉野市に住民登録がある者又は出身者で、オリンピック大会、世界選手権大会等の国際大会で上位入賞（1～3位）し、玉野市民が誇りとすることができる個人。
功 労 賞	○玉野市に住民登録がある者又は出身者で、長年にわたりスポーツ普及振興に努力し、本市のスポーツの振興発展に貢献のあった個人又は団体。 ただしスポーツ協会加盟者は協会功労賞を受けている者に限る。 ・国スポ等の全国大会で、玉野市を活動の拠点としている個人又は団体を優勝に導いた指導者。
栄 光 賞	○玉野市に住民登録がある者又は出身者で、国際的あるいは全国的規模の競技等（別表）において、特に優秀な成績を収めた個人又は団体。 ・国スポ等の全国大会で3位以内に入賞した者。
特 別 賞	・本市のスポーツ水準の向上や振興発展に特に貢献のあった個人又は団体。 ・オリンピック大会、世界選手権大会等国际大会に日本代表として出場した者。 ・市長が特に認めた個人又は団体。

【主な全国大会、国際大会】

	区分	全 国 大 会	国 際 大 会
文 化 部 門	美 術	日展、日彫展、一水会展、主体展、院展、光風会展、 現代展、自由美術展、創元展、国展、行動展、独立展、 二科展、新世紀展、旺玄展、春陽展、日本南画院展、 全国高等学校総合文化祭等	日仏展 白伯展 等
	演 劇	全国高等学校演劇大会、 全国高等学校総合文化祭等	
	文 芸	芥川賞、直木賞、野間文芸賞、H氏賞、菊池寛賞、 全国高等学校文芸コンクール等	
	工 芸	日本伝統工芸展、日本現代工芸美術展、日本新工芸展、 全国高等学校総合文化祭等	
	書 道	全日本学生選抜書道展、書道学会展、 毎日書道展、読売書法展、謙慎書道展、 全国高等学校総合文化祭等	
	写 真	国際写真サロン展、二科展等	全日本写真連盟 主催国際写真サ ロン展等
	音 楽	全日本吹奏楽コンクール、全日本合唱コンクール、 日本音楽コンクール、 全日本マーチングコンテスト、芸術祭、 全日本アンサンブルコンテスト、 全国高等学校総合文化祭等	チャイコフスキー国際コン クール、国際声楽コン クール、パガニーニ国 際ヴァイオリンコンクール 、日本国際音楽コ ンクール等

	大会規模	大会名	備考
ス ポ ー ツ 部 門	国際大会	オリンピック 世界選手権	ワールドカップを含む
		アジア競技大会	各競技アジア大会を含む
		上記以外の国際大会	国際・アジア競技連盟が公認した大会
	日本選手権大会等	日本選手権大会	中央競技団体の主宰する選手権大会（年1回）
		全日本学生選手権大会 全国高等学校総合体育大会 （選抜大会を含む） 全国中学校体育大会	全国高等学校野球大会 （選抜大会を含む）
	国民スポーツ大会	国民スポーツ大会	
	身体障害者スポーツ大会	国際身体障害者スポーツ大会（パラリンピック）	
		全国身体障害者スポーツ大会	